

# 令和3年度尾道市事業継続特別支援金

尾道市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時間短縮営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した中小企業者に対して支援金を支給します。

## ◇支給対象（次の要件をすべて満たすもの）

- ① 尾道市内に本社または本店を有し、事業収入を得ている中小企業者等。  
（個人事業主は尾道市内に住所があること）
- ② 広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象者であること。
- ③ 今後も事業を継続する意思があること

## ◇支給額（支給のイメージは裏面を参照）

対象月（5月～9月）において、2019年又は2020年の対象月の売上高から2021年の対象月の売上高を差し引いた額から、国の月次支援金及び広島県の月次支援金で補え切れない月の差額を、次の上限額で支給します。

中小企業者：上限20万円／月（最大100万円／5月～9月分）

個人事業主：上限10万円／月（最大50万円／5月～9月分）

## ◇申請手続き

申請書等の様式は、尾道市のHPよりダウンロードできるほか、尾道市役所本庁舎、各支所、商工団体でも配布します。

## ◇提出先

〒722-8799

（尾道郵便局留め）尾道市土堂二丁目10-3

令和3年度尾道市事業継続特別支援金事務局

**※追加申請はできません。  
申請忘れの月がないよう注意してください。**

申請期間	令和3年10月28日（木）～令和4年1月7日（金）
お問合せ先	令和3年度尾道市事業継続特別支援金事務局 （尾道商工会議所2階） 電話：090-1410-0083（複数回線に対応します） 時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
提出書類	① 事業継続特別支援金申請書 ② 計算シート ③ 誓約書兼取引状況申告書 ④ 売上を確認できる書類（確定申告書や売上台帳の写し等） ⑤ 振込先口座の通帳の写し ⑥ 身分証明書の写し（個人事業主の場合のみ） ⑦ 事業所の所在地を確認できる書類（履歴事項全部証明書の写し）

# よくあるお問い合わせ

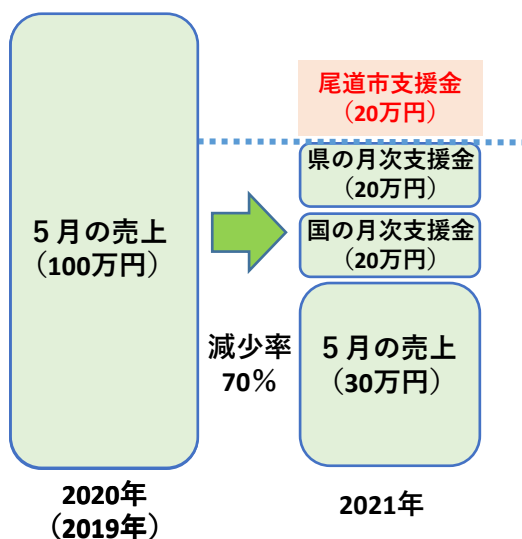
## ○中小企業者等とは？

中小企業基本法に定める中小企業者、法人税法上の収益事業を行う公益法人等又は特定非営利活動法人で、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

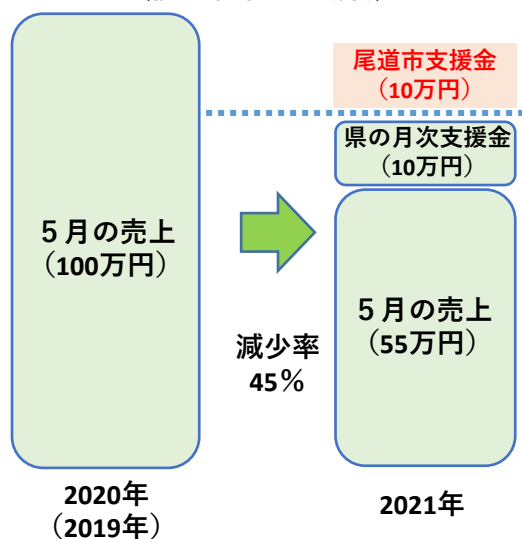
主たる事業の業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

## ○ 支給額の具体的なイメージを教えてください。

≪売上が50%以上減少（法人の場合）≫

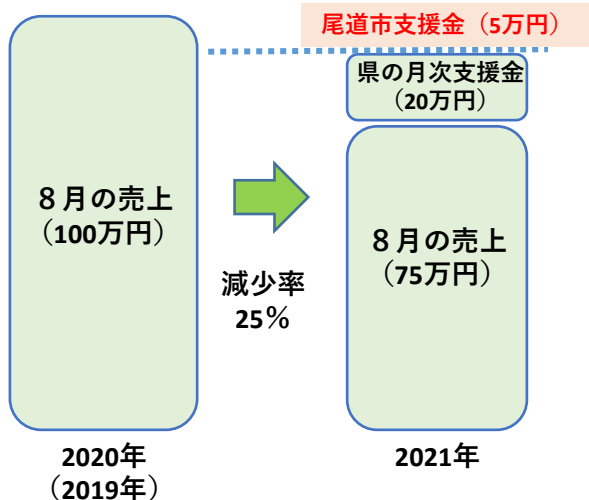


≪売上が30%～50%未満減少≫  
(個人事業主の場合)



(酒類販売事業者のみ対象 (8月・9月))

≪売上が15%～30%未満減少（法人の場合）≫



詳しい申請については、「申請の手引き」または尾道市ホームページをご覧ください。

